

岐阜県公報

第二千八百七十一号
平成二十九年八月八日
(火曜日)

告示

岐阜県告示第四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示し、平成二十九年八月十一日から適用する。

平成二十九年八月八日

岐阜県知事 古田 肇

公 示

- 保安林の指定
- 道路の区域変更
- 建築基準法に基づく道路の指定の取消し
- 私道の廃止の認定

(治 山 課) 四九七
(道路維持課) 四九八
(建築指導課) 四九八
(同) 四九八

- 指定自立支援医療機関の指定
- 指定自立支援医療機関の指定辞退
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
- 公共測量の実施
- 貴重品運搬警備業務に係る二級検定の実施

(保健医療課) 四九八
(同) 四九九
(商業・金融課) 四九九
(用 地 課) 四九九
(生活安全総務課) 五〇〇

目 次

告 示

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十九年八月八日

一 保安林の所在場所

加茂郡東白川村神土字杓掛場向九〇八の一、九〇九、九一〇の一、九一〇の二及び九一三の一

二 指定の目的

魚つき

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年八月八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道		道の種類	
二百五十六号		路線名	
郡上市和良町三庫字カイゾ四四四九番二地先から同市同町同字小山田鬼谷川左岸河川区域（四六〇五番四）地先まで		区間	
後	前	区域変更前後別	
三・〇 三・二	六・二 三・四	敷地の幅員（メートル）	
五二・四	五二・四	延長（メートル）	
		備考	

岐阜県告示第四百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第二項に規定する道路の指定を岐阜・西濃建築事務所長が取り消したので、次のとおり告示する。

平成二十九年八月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 取消年月日

平成二十九年四月二十五日

二 位置、延長、幅員、指定番号及び指定年月日

位 置		幅員（メートル）		延長（メートル）		指定番号		指 定 年 月 日	

本巢市文殊字深田洞一四二番一〇

二六

四

岐建築第一二二八号の二

平成三・八・二七

岐阜県告示第四百十号

東濃建築事務所長が私道の廃止の認定をしたので、岐阜県建築基準法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第九号）第十二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年八月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 認定年月日

平成二十九年四月十八日

二 私道の種類、位置、延長及び幅員

種 類	位 置（指定番号）	延長（メートル）	幅員（メートル）
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路	中津川市茄子川字桶田二二三七番九（平成二十九年七月七日付け東建築第三八号の五）	三・三	六・〇〇

公 示

。指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年八月八日

岐阜県知事 古 田 肇

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 指 月 日 定
まるみはなの木薬局 淀川店	中津川市えびす町一六九六番地 一	精神通院	平成 元・八・六
クスリのアオキ 鋳物師 屋薬局	関市笠屋土地区画整理事業一四 街区三	同	平成 元・八・一
ユタ力薬局 則武	岐阜市則武中四丁目三番六	同	同

○指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年八月八日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 指 月 日 定
ピノキオ薬局 東海中 央店	各務原市蘇原東島町四丁目二七 番地	精神通院	平成 元・七・二四
まるみはなの木薬局	中津川市淀川町三十八 アビタ 中津川店一階	同	平成 元・八・三

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年八月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・

金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年八月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年七月二十七日

二 届出者の氏名又は名称

三菱地所・サイモン株式会社

三 建物の名称及び所在地

土岐プレミアム・アウトレット

土岐市土岐ヶ丘一丁目二番地

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社三峰 代表取締役 川村 益充 外百五十一者
（変更後）株式会社三峰 代表取締役 川村 益充 外百五十三者

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

平成二十九年十月一日から

平成三十年三月十六日まで

四 作業地域

羽島市、海津市、養老町

○貴重品運搬警備業務に係る二級検定の実施

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十九年八月八日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

一 検定に係る警備業務の種類及び級

規則第一条第六号に規定する貴重品運搬警備業務に係る二級検定

二 検定の実施日時及び場所

1 学科試験

（一）実施日時

平成二十九年十一月十日（金）午前十時から正午まで（受付時間は、午前九時二十分から午前九時五十分までとする。）

（二）実施場所

岐阜市藪田南二丁目一番二号 岐阜県警察本部（二階玄関において受付を行う。）

2 実技試験

（一）実施日時

平成二十九年十一月十七日（金）午前九時から午後五時まで

なお、受検者数により日程変更を行う場合は、学科試験後に通知する。

（二）実施場所

瑞穂市十九条四二三番地一 瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター

三 受検定員

二〇人

四 受検資格

岐阜県内に住所を有する者又は岐阜県内に所在する営業所に属する警備員

五 検定内容

学科試験及び実技試験とし、その内容は、次のとおりとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。また、実技試験の受検者については、試験途中に合格基準に達しないことが明らかになった場合には、その時点で試験を中止する。

1 学科試験

（一）警備業務に関する基本的な事項

（二）法令に関すること。

（三）貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

（四）運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

（一）貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

（二）運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定の申請方法

1 受付期間

平成二十九年十月十六日（月）から同年十月二十七日（金）までの午前九時から午後五時まで（土曜日及び日曜日を除く）。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは、受付を締め切る。

なお、代理人による申請及び郵送等による申請は、認めない。

2 申請先

住所地（岐阜県内の住所に限る。）を管轄する警察署又は所属する営業所（岐

3 申請時の提出書類
 岐阜県内に所在する営業所に限る。）の所在地を管轄する警察署の生活安全課

検定申請書（規則別記様式第一号）	
添付書類	一通
(一) 住所地为疎明する書面（当該住所地为管轄する警察署に申請する場合に限る。）	(一) 及び (二)のうち該当するもの一通
(二) 岐阜県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（当該営業所を管轄する警察署に申請する場合に限る。）	
写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）	二枚

4 受検手数料

一六、〇〇〇円（岐阜県収入証紙により検定申請時に納入すること。なお、納入された受検手数料については、返還しない。）

七 受検日の服装及び持ち物

1 学科試験

受検票（申請時に交付されたもの。なお、持参しない場合は、受検を認めない。）身分証明書（運転免許証等の顔写真が貼付されたもの）及び筆記用具

2 実技試験

受検票、身分証明書、筆記用具、体育館シューズ及び警笛

なお、警備員である者は、勤務時の制服、制帽等を着用すること。

八 問合せ先

岐阜県警察本部生活安全総務課営業係 電話（〇五八）二七一一四二四 内線三〇二六

平成二十九年八月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社